

「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量の総量規制基準の設定方法について」(中央環境審議会答申)の概要について

(1) 水域の区分

これまでの総量規制では、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域について、同じ考え方で総量規制基準の設定方法を定めていたが、第6次総量規制では、

東京湾、伊勢湾、大阪湾

(さらに水環境改善を進める観点から負荷を削減する。)

瀬戸内海(大阪湾を除く。)

(CODについては現在の海域の水質が悪化することを防ぐ観点から、窒素及びりんについては現在の海域の水質を維持する観点から各種施策を継続して実施する。)

に分けて総量規制基準の設定方法を定めることとされた。

(2) 総量規制の算式

第5次総量規制における総量規制基準の算式は次のとおりであり、この算式を第6次総量規制においても継続することとされた。

$$\text{COD} \quad L_c (\text{kg/日}) = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^3$$

$$\text{窒素} \quad L_n (\text{kg/日}) = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^3$$

$$\text{りん} \quad L_p (\text{kg/日}) = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^3$$

Qは次表の時期区分別の水量 (m<sup>3</sup>/日)

Cは次表の時期区分ごとに、環境大臣が定める「業種等の区分」ごとの濃度の範囲(「C値の範囲」)内において都府県知事が定める値(濃度:mg/l)。

時期区分別水量	項目	COD	窒素	りん
S55.7.1	この期間の水量	Qco	Qno	Qpo
H3.7.1	この期間に増加した水量	Qci		
H14.10.1	この期間に増加した水量	Qcj	Qni	Qpi
	この期間に増加した水量			

( 3 ) 業種等の区分ごとのC 値の範囲

業種等の区分

- ・従来、大きく分け2 3 2 あった業種等の区分を見直し、2 1 5 とした。
- ・従来、一部の業種等に設けられていた備考(ある業種等のうち、特定の工程を有するもの等について、特定の工程を有さないものとは異なるC 値の範囲を設定したもの)についても、見直しを行った。

C 値の範囲

C 値の範囲が見直された業種等の数は次表のとおり。

項目	C 値	東京湾・伊勢湾・大阪湾		瀬戸内海(大阪湾を除く。)	
		上限を切下げ	下限を切下げ	上限を切下げ	下限を切下げ
C O D	Cco	1 6 1	6	1 2 0	1
	Cci	1 8 6	6	1 5 0	1
	Ccj	1 9 5	6	1 1 7	2
窒素	Cno	1 4 3	1 2 3	5 5	3
	Cni	2 0 6	1 6	3 3	2
りん	Cpo	1 6 2	1 4 2	5 8	2
	Cpi	2 0 4	2 7	1 5	2

注：業種等区分の備考欄を除いた2 1 5 業種についてのものである。

( 4 ) 留意事項

中央環境審議会水環境部会での審議を経て、環境大臣が総量規制基準の設定方法を定める。その後、都府県において総量規制基準を定めるが、事業場における排出実態、これまでの汚濁負荷削減の取り組み等に配慮することが適当とされた。